

EU の対アジア FTA 交渉の進捗動向

ブリュッセル・センター、海外調査部欧州ロシア CIS 課

EU は 2006 年 10 月に打ち出した新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」に従い、韓国、ASEAN、インドを FTA 締結の優先国・地域に定め、FTA 交渉を続けている。新しい FTA を締結する潜在的な相手国・地域は、主に市場の潜在性（経済規模と市場の成長見通し）と EU の輸出利益を損なう相手国の保護水準（関税・非関税障壁や他国との FTA の締結状況など）という 2 つの経済的基準を考慮して決定された。EU はアジア地域の急速な経済成長に伴い、自身の国際競争力強化のためにも一層のプレゼンス拡大を志向している。本稿では、アジア地域での FTA 優先国・地域である韓国、ASEAN、インドとの FTA 交渉の進捗動向を報告する。

目次

1. EU・韓国 FTA の妥結について	2
2. EU・ASEAN 間の FTA の経緯と動向	4
(1) 交渉に至るまでの経緯	4
(2) 個別交渉へと移行するまでの経緯	6
(3) 個別交渉が開始または決定している国	11
(4) いずれか（ないし双方）が交渉に関心を示している国	15
3. EU・インド FTA 交渉の経緯と動向	17
(1) 交渉までの経緯	17
(2) 交渉に向けた準備と交渉開始	19
(3) 交渉の経過と課題	24

1. EU・韓国 FTA の妥結について

2009年10月に仮調印に至った¹EU韓国FTA²は、署名に向けて作業が進められている。2009年12月に発効したリスボン条約により、共通通商政策も欧州議会の同意が必要な通常立法手続きの対象とされたことから、FTAの批准には欧州議会の承認が必要となる（EU運営条約207条2項および218条6項(a)(v)）。さらに、FTAは文化協力など加盟国との共有権限に属する事項を含むため、いわゆる「混合協定（mixed agreement）」として、EUに加え各加盟国の批准が必要となる。ただし、閣僚理事会の決定を経て、協定発効前の暫定適用が認められており（218条5項）、欧州委員会は5月ごろの署名、年内の暫定適用開始を目指して、作業を進めている³。欧州委員会は既に「EU韓国FTAの署名および暫定適用を承認する理事会決定」案を採択⁴し、閣僚理事会に送付しており、閣僚理事会で採択され次第、署名を行う運びとなっている。

ただし、暫定適用前に欧州議会の同意が必要かどうかは争いがある。法的には、上記のEU運営条約218条5項を根拠に、欧州議会の同意なしに暫定適用を行うことができる、というのが欧州委員会の立場の模様だ。しかし、政治的にはこの立場を維持することは難しい。ドゥ・グヒュト委員（通商担当）は就任前の欧州議会でのヒアリングで、欧州議会が正式な批准という形であれ、欧州委員会と欧州議会との間で合意したそれ以外の方法であれ、何らかの形で意見を表明するまでは、暫定適用を提案することはない、と述べている。2月の欧州議会での審議⁵でも、ドゥ・グヒュト委員（通商担当）は、欧州議会が暫定適用開始前にFTAに関する意見を表明することができることを望んでいることは、十分認識し

¹ ジェトロ通商弘報2009年10月16日記事「韓国とのFTAに仮調印、2010年後半の発効目指す（EU・韓国）」を参照（ジェトロ通商弘報についてはこちらのウェブサイトをご覧ください <http://www.jetro.go.jp/biznews/>）。

² 協定の概要については、韓国政府の資料をジェトロが仮訳した「EU韓国FTAに関する韓国政府説明資料（仮訳）」を参照。 http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000144/eu_korea.pdf

³ EU韓国FTA批准のための手続きについては、ジェトロセンサー2010年3月号「EU韓国FTAは2010年に暫定適用か（ビジネス情報スポットライト）」を参照。また、リスボン条約によるEUの通商政策の変化の可能性については、ジェトロセンサー2010年4月号「リスボン条約はEUの通商政策を変える（特集世界通商の潮流が変わる－環境・知的財産・労働－）」を参照（ジェトロセンサーについてはこちらのウェブサイトをご覧ください <http://books.jetro.go.jp/jpn/>）。

⁴ “Proposal for a Council Decision authorising the signature and provisional application of the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States and the Republic of Korea” <http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/10/st08/st08523.en10.pdf>

なお、批准のための提案は以下の通り。

<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/10/st08/st08502.en10.pdf>

⁵

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=CRE&reference=20100210&secondRef=ITEM-019&language=EN>

ているとした上で、欧州委員会は不要な遅延を引き起こすことなく暫定適用開始前に議会が意見を表明することができるよう、「最善の手段」を閣僚理事会、欧州議会とともに引き続き模索していく、と慎重に述べている⁶。

また、法的には欧州議会の同意なしに暫定適用が可能という欧州委員会の立場にも、疑問がないわけではない。暫定適用の対象が FTA の大部分に及ぶ場合には、欧州議会の同意なく暫定適用を行うことは、その後の批准のための欧州議会の同意という手続きを無意味にする。したがって、そのような暫定適用は欧州議会の根本的な権利を侵害するものであって、EU 運営条約に違反するという主張も可能である。最悪の場合、欧州議会が手続き違反を理由に閣僚理事会の決定の無効を求めて、欧州司法裁判所に提訴することも考えられる。

さらに、EU 韓国 FTA の実施措置として、欧州委員会は 2 月に二国間セーフガードに関する規則案⁷を提示した。上述の通り、EU 運営条約 207 条 2 項で共通通商政策も通常立法手続きの対象となったため、現在欧州議会でも審議がなされている。規則の欧州議会での最終的な採択は秋ごろを予定しているが、二国間セーフガード規則の発効前の暫定適用開始は、現実には困難とみられている。欧州議会が仮に暫定適用について法的には関与できないとしても、欧州議会は、二国間セーフガード規則を採択しないことで、EU 韓国 FTA に対する反対を示し、その暫定適用の開始を遅らせようとする可能性もある。

こうした状況を受け、上記の理事会決定案でも、「欧州議会が FTA に関する見解を表明することができるよう十分な時間を経て」暫定適用の開始に必要な手続きを進めるよう閣僚理事会に提案している⁸。EU 韓国 FTA は、当初よりやや遅れて 5 月にも署名がなされる見込みだが、欧州委員会の年内の暫定適用開始という目標は、やや達成が危うくなりつつある。

⁶ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2010/february/tradoc_145797.pdf

⁷ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:0049:FIN:EN:PDF>

⁸ 原文は、” In light of the significance of the Agreement, the Commission considers that the Council should send the notifications referred to in Articles 15.10(5) (a) and (b) only after a certain lapse of time so as to allow the European Parliament to express its views on the FTA.” となっている。

2. EU・ASEAN 間の FTA の経緯と動向

(1) 交渉に至るまでの経緯

1967年に発足した東南アジア諸国連合(ASEAN:Association of South East Asian Nations)⁹とEUの関係は、1972年にASEANがEUとの関係性を担う特別調整委員会(Special Coordinating Committee)を設立した時点までさかのぼることができる。以来、EUは貿易、経済および政治面などにおいてASEANと広範な関係を構築している。なお両地域間への関係は、1980年の協力協定(Cooperation Agreement)締結によって正式なものとなった。この協定により、貿易、経済および開発面での協力目標が規定され、これら協力活動を促進するために共同協力委員会(Joint Cooperation Committee)が設置されたほか、WTOに順守した最恵国待遇が付与されることとなった。

なお、1980年以降ブルネイ、ベトナム、ラオスおよびカンボジアがASEANにそれぞれ参加した際には、EUはこれら諸国の1980年の協力協定への加盟に合意した。しかし、ミャンマー(ビルマ)のASEAN参加に際しては、同国への協定適用は認めていない。これはEUが軍政の続くミャンマーでの人権問題を憂慮しており、制裁措置も行っているためである。ただし、これら措置は今後の同国における状況の変化に応じ、見直す用意があるとしている。

1980年の協力協定締結以降、東南アジア諸国の著しい成長や、ASEANが政治的・経済的共同体へと進化したことを受け、EU・ASEAN関係は根本的に変化した。1980年時点では援助提供者―享受者の立場で関係が構築されていたが、その後は均衡のとれた貿易、投資や経済協力の拡大、政治的対話の成長といったより対等な関係へと進化していった。こうしてASEANは1994年に欧州委員会が発表した「新しいアジア戦略」(「1. EU・アジア通商関係の経緯」参照)において、EUとアジアの連携強化、特に経済協力の面で重要な役割を担うまでに至った。

さらに、2001年発表のコミュニケーション(指針)「欧州とアジア：協力強化のための戦

⁹ タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアで発足したため、これら5カ国はASEAN原加盟国と呼ばれる。その後1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー／ビルマ、1999年にカンボジアが参加し、現在では10カ国で形成される。

略的枠組み」では、ASEAN は経済・政治面での主要パートナーと位置付けられたほか、欧州・アジアの全般的な関係における原動力としてその重要性が認識されている。また 2003 年 7 月に欧州委員会が採択した指針「東南アジアとの新しいパートナーシップ」¹⁰でも、アジアとのパートナーシップの重要性が再び認識され、今後の ASEAN との関係に対する包括的な戦略が提示された。この戦略における主要なイニシアティブ「EU・ASEAN 地域間貿易構想 (TREATI : Trans Regional EU-ASEAN Trade Initiative)」は、両地域間の貿易・投資の拡大と対話の枠組み提供を目指すとともに、貿易促進や市場アクセス、投資などに関する規制面での協力強化を目標とするものであった。また、TREATI は地域経済統合に関する双方の経験を交換する対話の場としても機能している。なお EU は ASEAN 諸国と二国間のパートナーシップ協力協定 (PCA) 締結も目指しており、シンガポールやタイとはすでに交渉が開始されている。

このような経緯を経て、現在では EU と ASEAN は双方にとり重要な貿易相手地域となっている。2008 年現在、ASEAN にとって EU は中国、日本に次ぎ第 3 位の主要貿易相手国・地域であり、貿易額は 1,436 億 2,140 万ユーロに達している。特に、ASEAN からの全輸出額のうち 11.7%が EU 向けであり、EU は ASEAN の輸出相手先として米国を追い越し、第 1 位につけている。一方、EU にとって ASEAN は国別で第 5 位のノルウェーに並ぶ規模の主要対外貿易相手地域と位置付けられ、2008 年の貿易額は 1,349 億 6,870 万ユーロに達している。

ただし、ASEAN の中でも加盟諸国内の発展状況には非常に大きな格差があることは特記すべき点である。ラオスとカンボジアは後発開発途上国 (LDC) として EU の一般特惠関税制度のうち、「武器以外のすべて (EBA : Everything But Arms) の製品が輸入関税の免税対象」¹¹となっているほか、ミャンマーの民主化は依然として進んでいない。

¹⁰ “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION A New partnership with South East Asia {COM(2003) 399 final}”, Commission of the European Communities (9.7.2003)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2003:0399:FIN:EN:PDF>

¹¹ 対象国からは、武器以外のすべて製品の輸入に対し非関税、輸入割当もなしとする。

(2) 個別交渉へと移行するまでの経緯

① 交渉に向けた準備と交渉開始

2005年4月、第6回EU・ASEAN経済閣僚会議において欧州委員会通商担当のピーター・マンデルソン委員（当時）とASEAN経済閣僚は、両地域間の経済的な結びつきを向上させることを目的とした「EU・ASEAN経済パートナーシップに関するビジョングループ」を設置した。このビジョングループは政府高官によって構成され、FTAを含む新しいイニシアティブの実施可能性調査¹²などの遂行を主眼としたほか、双方に対する信頼および理解の構築において、重要な役割を果たした。なお、下記に示すとおり実施可能性調査の結果は、EU・ASEAN間FTA交渉の提案に向けた経済的な妥当性や基準などの必要要素を示すものであり、両地域間のFTA締結を奨励するビジョングループの姿勢を支持するものであった。

実施可能性調査は、EU・ASEAN間FTAがもたらすであろう成果について（定量調査）¹³、およびEU・ASEAN間FTAが両地域の貿易・投資に与えるであろう影響について（定性調査）¹⁴それぞれ外部機関に委託し、実施された。

i. 定量調査

複数国・部門の一般均衡モデルをベースに実施され、貿易や製造、福利への影響について深層分析が行われた。関税撤廃やサービス部門の自由化、EUとASEANが第三国とFTAを締結した場合など、広範なシナリオが検証された。主な結果は以下のとおりである。

- ASEANが受ける利益は大きく2020年までにGDPの2%を超えると予測され、他の貿易自由化イニシアティブと比べ、貿易・製造・福利に与える影響は大きい。
- この利益の4分の3はサービス部門の自由化に関連したものである。
- EUとASEANが第三国とFTAを締結すれば、EU・ASEAN間FTAの効力が増幅される。
- ASEANの主要輸出先であるEU市場へのアクセス確保にもつながり、特に中国との競争

¹² ユーロトレンド2006年7月号Report2参照

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/reports/05001342>

¹³ “Economic Impact of a Potential Free Trade Agreement (FTA) Between the European Union and ASEAN”, CEPII CIREM (May 2006) http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/may/tradoc_134706.pdf

¹⁴ “A Qualitative Analysis of a Potential Free Trade Agreement between the EU and ASEAN”, Consortium of Euro-Asia Centre, University of Limerick and IFRI (June 2006) http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/march/tradoc_134021.pdf

において、EU との経済連携の深化は ASEAN にとって重要な一步と考えられる。

- 両地域間の外国直接投資フローの拡大も期待される。
- 非関税障壁の除去により、これら利益はさらに拡大されるだろう。
- EU に生じる利益は増加傾向にあるものの、ASEAN との経済格差から ASEAN ほど顕著ではない。

ii. 定性調査

サービスや投資の自由化による効果、貿易円滑化、政府調達や知的財産権など FTA で考えられ得る規定の効果などを評価している。また、後発開発途上国特有のニーズを評価し、協力強化を図るべき優先分野が提案された。主な結果は以下のとおりである。

- EU・ASEAN 間 FTA 交渉は両地域間のパートナーシップ深化に向けた唯一の手段である。
- EU・ASEAN 間の経済的関係強化は可能かつ望ましく、両地域間の貿易・投資フローの拡大による潜在的利益は多岐にわたる。
- ASEAN の積極的な FTA 戦略を鑑みると、EU にとって、EU・ASEAN 間 FTA 交渉を推進しない場合のコストは著しく高い。
- ASEAN における EU・ASEAN 間 FTA 交渉推進の主要な利点は、経済効率と信頼性の強化と考えられる。
- EU・ASEAN 間 FTA の第一の目標は、両地域間の貿易・投資の結びつき強化、第二は後発開発途上国の経済発展を支援することである。
- EU・ASEAN 間 FTA には、貿易自由化に関する規定、後発開発途上国の効果的な FTA 参加に向けたキャパシティ・ビルディング措置を含む貿易に関する様々な問題への協力に関する規定をも含むべきである。

続いて 2006 年 10 月、新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」の発表により、EU・ASEAN との FTA 締結のための交渉が 2007 年 4 月の理事会によって正式に承認された。EU はこれまでも FTA を活用してきたものの、相手国・地域は EU 周辺国や旧植民地諸国が中心で、連携強化や相手国への経済支援が主な目的とされていた。新しい通商戦略では、経済的利益を重視した FTA 相手国の選別という戦略の転換を図り、市場規模と成長性から新興国、特にアジア諸国との締結が重視されている。この新戦略の中で、ASEAN は韓国、インド、中国などと並び、優先国・地域として選定された。なお、EU・ASEAN 間の FTA ではラオス、カンボ

ジアおよびミャンマーを除く ASEAN 加盟 7 カ国が対象とされる。

こうして 2007 年 5 月、ブルネイで開催された EU・ASEAN 経済閣僚会議において、マンデルソン委員と ASEAN 経済閣僚によって ASEAN との FTA 締結交渉が開始された。この場で、双方はドーハ開発アジェンダ (DDA) の多角的貿易交渉の妥結が依然として優先事項である旨を確認した。また、交渉に向け共同委員会 (Joint Committee) が設立され、作業プログラムが策定された。共同委員会は FTA 交渉に向けた地域的な枠組みとされる。ASEAN との FTA 交渉承認を受け、EU は ASEAN 諸国と FTA 締結の前提条件となるパートナーシップ協力協定 (PCA) 締結に向けた活動をより積極的に進めることとなった¹⁵。

さらに、欧州委員会は交渉を進めると同時に、EU・ASEAN 間 FTA による貿易持続性に関する影響評価の実施を外部機関に委託している。2009 年にこの調査結果の最終報告書¹⁶が発表されている (詳細は後述)。

② 交渉の進捗

EU・ASEAN 間の FTA 締結交渉は、前述のように ASEAN 諸国の発展およびキャパシティの水準が異なることを考慮に入れたうえで、地域対地域のアプローチに基づいて行われていた。ASEAN 側もこれに応えるかのように、2007 年 11 月の ASEAN 首脳会議で ASEAN 憲章への調印に合意がなされた¹⁷。同憲章は ASEAN に法人格を与え、加盟国間の調整を促進し、迅速な意思決定を可能にする構造を付与し、ASEAN の地域統合をさらに進めるものであった。EU 側は FTA 交渉推進に資する動きとしてこれを歓迎した。この直後に開催された EU・ASEAN 首脳会議では、2009 年末までの FTA 妥結に向け交渉をスピードアップすることが確認された。

これを受けて、翌 2008 年 1 月 30 日から 2 月 1 日にかけてブリュッセルで開かれた第 3 回会合で、ようやく進展が見られた。欧州委員会と ASEAN のまとめ役となっているベトナムが共同開催したこの会合は、最終的な FTA に含めることを EU 側が希望する諸問題について、初めて開放的かつ率直、建設的な意見を交換する場となった。欧州委員会が提出した

¹⁵ 2009 年 11 月、インドネシア (ASEAN 諸国内で初めて) と、包括的な PCA を締結した。

¹⁶ “Trade Sustainability Impact Assessment of the FTA between the EU and ASEAN” Ecorys (June 2009)

<http://www.tsia.ecorys.com/images/ASEAN/Final%20Report%20Volume%20I%20-%201.6.pdf>

¹⁷ 加盟国での批准を受け、ASEAN 憲章の発効は 2008 年 12 月 15 日となった。

非公式な論点書を基に進められたこの会合では、交渉担当者それぞれの立場やニーズ、制約についての理解が深められた。しかし、その後の交渉では大きな進捗が見られず、時間だけが経過していった。

こうして 2008 年 5 月、想定以上に進捗の遅い地域間交渉から、個別交渉への移行を示唆する「フォード報告書」¹⁸を受け、欧州議会で EU との FTA 交渉の準備が整っている国々ともまず交渉を開始するという方針が決議された。決議の主な内容は以下のとおりである。

EU・ASEAN 間 FTA 全般について

- 野心的な FTA は両地域にとって大きなメリットだが、進捗の遅さが懸念される。
- FTA において政府調達、競争、投資、知的財産権、国家援助やその他の助成金について明白かつ効果的なルールを欧州委員会に求める。
- 原産地規則の改善・簡素化、規格の調和、規制の透明化と官僚的手続きの簡素化、差別的課税の廃止を FTA に盛り込むべきである。

産業分野における問題

- 非関税障壁は関税軽減と同様に重要であり、特に ASEAN におけるサービス部門での規制が懸念される。
- 知的財産権施行の強化を優先事項とし、偽造医薬品への取り締まり強化も求められる。
- 国際監査・会計基準の採用と、汚職やマネーロンダリングへの取り組みに向けた措置が求められる。

国特有の問題

- ASEAN 諸国内の異なる経済状況を鑑みて、関税軽減のスケジュールを立てるべきである。
- カンボジアとラオスに対し、FTA への参加を希望するか確認するよう欧州委員会に求める。希望するのであれば、交渉権限の修正が行われる。
- ミヤマンは現状のままでは、FTA への参加は不可能である。
- シンガポールにおける銀行秘密保持は PCA 締結の障壁となっており、これを解決しな

¹⁸ Glyn Ford 欧州議会議員が報告者。 “Report on trade and economic relations with the Association of South East Asia Nations (ASEAN)”, Committee on International Trade (14. 4. 2008)
<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+REPORT+A6-2008-0151+0+DOC+PDF+V0//EN>

ければ FTA の地域間交渉の見通しはない。

なお、ピーター・マンデルソン通商担当委員（当時）は、フォード報告書の審議に対し、地域間交渉を断念すべきではないとしながらも、この地域的な交渉の枠組みにある程度の柔軟性を取り込む段階にあると述べた。また、ASEAN 諸国における発展水準の違いを考慮し、分化したアプローチを取ることで、ASEAN 加盟国と個別に迅速な交渉が可能となるとした。FTA 締結に前向きな ASEAN 加盟国との交渉をまず進めることで、そのほかの加盟国が、その国のペースで交渉プロセスに追って参加する道筋が開けるとの認識を示した。

その後も交渉が続けられたが、単一国との FTA 締結に比べ、ASEAN 加盟国全体との締結に向けた交渉は、複雑で時間がかかることは明白であった。ASEAN 加盟国間の発展水準やキャパシティの違いは大きく、地域間交渉は難航した。このため 2009 年 3 月、双方は第 7 回目となる共同委員会の会合において締結交渉の中断を合意した。

③ 個別交渉への移行

欧州委員会は 2009 年春、EU・ASEAN 間 FTA による貿易持続性に関する影響評価報告書を発表した。この報告書は、ASEAN 地域への EU のコミットメントを強調したうえで、EU は ASEAN 加盟諸国との個別交渉に備えるべきだと示唆した。そして、このような個別交渉により締結される FTA は、追って EU と ASEAN との地域間協定として統合できる構成要素になり得るとした。また、2009 年 5 月、カンボジアで開催された EU・ASEAN 閣僚会議で発表された共同声明で、両地域間の貿易・投資を強化・促進する地域間 FTA の妥結という、最終的かつ長期的な目標へのコミットメントを再度確認した。そして、この目標達成には EU・ASEAN 間 FTA 交渉に新たな弾みをつける方法を模索していくことで合意した。この新たな「弾み」とは個別交渉を意味するものと推測される。

このような経緯を経て、EU・ASEAN 間 FTA は地域間交渉から、個別交渉へと移行していくこととなった。EU 加盟国は 2009 年 12 月 22 日、欧州委員会が ASEAN 諸国との FTA 個別交渉を開始することを承認した。最初の個別交渉相手国には、ASEAN 諸国の中で EU にとって最大の貿易相手国であるシンガポールが選定され、2010 年頭の交渉開催が発表された。ただし、EU 側の最終的な目的は、ASEAN との包括的な FTA 締結であるため、地域間交渉の可能

性はまだ存在すると EU 側は強調している。

2010 年 3 月には、カレル・ドゥ・グヒュト通商担当委員が就任後初となるアジア外遊を開始し、ベトナム、シンガポールおよびインドを訪問した。この結果、シンガポールでの第 1 回個別交渉の開始、ベトナムでの個別交渉開始合意など、建設的な成果が見られた。EU は貿易額の増加を通じた経済成長を目指しており、今回の外遊はアジアの新興市場に対する新たな輸出機会を発掘するという同委員のコミットメントを強調した形となった。同委員は、シンガポールでの交渉開始に刺激され、他の ASEAN 諸国が個別交渉に踏み切ることになることを希望するとし、多くのアジア諸国は EU の輸出業者にとって、多大な成長潜在力を秘めており、欧州経済の回復に欠かせないこれらの市場発掘に努める意向を明らかにした。

以下に、ASEAN 諸国の中で個別交渉がすでに開始しているか決定した国、あるいは交渉に前向きな姿勢を見せている国（EU あるいは当該国のいずれか、ないし双方）の現状を取り上げる。

(3) 個別交渉が開始または決定している国

① シンガポール —— 2010 年 3 月交渉開始

EU 加盟国は 2009 年 12 月、欧州委員会がシンガポールとの FTA 個別交渉を開始することで合意した。EU とシンガポールの間にはすでに緊密な経済的結びつきが確立されているが、FTA 締結によりさらにこれが促進されるものと見られている。EU はシンガポールにとって最大の貿易相手であるうえ、EU にとってもシンガポールは ASEAN 諸国において最大の貿易相手国であり、2008 年の貿易額は 380 億ユーロを超えている（表 1 参照）。また、双方の間には強固な投資関係も確立されており、2007 年には EU・シンガポール間直接投資残高は 1,000 億ユーロに達している。EU はこれまでに多くの分野において、環太平洋地域を統括するハブとしてシンガポールを選択しており、FTA 締結によりさらなる貿易・投資機会の創出が期待されている。

表 1：EU とシンガポールとの貿易額の推移（2004～2008 年）

（単位：100 万ユーロ）

期間	輸出額	前年比増減 (%)	EUの全輸出額に占める割合 (%)	輸入額	前年比増減 (%)	EUの全輸入額に占める割合 (%)	貿易収支	貿易額
2004年	16,209	13.2	1.7	16,913	13.6	1.6	△ 704	33,122
2005年	17,442	7.6	1.7	18,422	8.9	1.6	△ 980	35,865
2006年	19,700	12.9	1.7	19,276	4.6	1.4	424	38,976
2007年	20,588	4.5	1.7	18,416	△ 4.5	1.3	2171	39,004
2008年	22,018	6.9	1.7	16,178	△ 12.2	1	5840	38,196

（出所）欧州委員会通商総局¹⁹

個別交渉に向けたシンガポールとの予備的な協議により、同国が野心的な交渉を迅速に開始できる状態にあることが明らかとなった。また、シンガポール・米国間で締結された FTA からは、EU が通常先進国と締結する野心的なタイプの FTA を、シンガポールが締結できる能力を持つことが示された。シンガポールとの FTA 締結に向け、EU 側の利益に対する適切なフィードバックを得るため、利害関係者を対象としたコンサルテーションが実施されている。

カレル・ドゥ・グヒュト通商担当委員は 2010 年 3 月 3 日に、シンガポールを訪れ、リム・フンキャン（林勳強）貿易産業相と会談し、EU・シンガポールの FTA 個別交渉を正式に開始した。会談後の共同声明により、第 1 回交渉はシンガポールにて 3 月 8～12 日に実施されることが明らかとなった。両者はまた、質の良い FTA の迅速な締結へのコミットメントを表明したほか、特にドーハラウンド交渉の妥結に向け WTO と緊密に協力を続けていくことで合意した。ドゥ・グヒュト通商担当委員は、シンガポールとの FTA は EU との経済的結びつきを強め、貿易事業者や消費者にとっては新たな機会を提供するほか、経済成長にも貢献すると評価し、ASEAN 地域と EU の関係における重要な第一歩と位置付けた。

2010 年 3 月 12 日に第 1 回交渉ラウンドが終了したことを受け発表された共同声明によれば、次のような広範な議題について建設的な議論がなされたという。議題に含まれたのは、貿易品目や原産地規則、貿易救済措置、サービスおよび投資、知的財産権、政府調達、通関手続き、(植物) 衛生措置、貿易の技術的障壁、競争、持続可能な発展、紛争解決処理など多岐にわたる。次回ラウンドはブリュッセルで、5 月 31 日から 6 月 4 日の開催が暫定的

¹⁹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113443.pdf

に予定されている²⁰。

② ベトナム — 2010年3月に開始で合意

EUにとってベトナムは、ASEAN 第5位の貿易相手国であり、2008年のEU・ベトナム間の貿易額は約120億ユーロとなっている（表2参照）。シンガポールに比べれば貿易額はまだ低いものの、2003年から2008年にかけて、EU・ベトナム間の貿易額は12%の年間成長率を記録しており、ベトナムの急速な経済発展や社会的変化を反映したものとなった。過去10年におけるベトナムの発展は目覚ましく、ASEANの中でも速く、力強い経済成長を見せており、2003～2008年のGDP平均成長率は約8%、世界的な不況に襲われた2009年でも約5%を記録している。

表2：EUとベトナムとの貿易額の推移（2004～2008年）

（単位：100万ユーロ）

期間	輸出額	前年比増減 (%)	EUの全輸出額に占める割合 (%)	輸入額	前年比増減 (%)	EUの全輸入額に占める割合 (%)	貿易収支	貿易額
2004年	2,256	7.7	0.2	5,300	10	0.5	△ 3,045	7,556
2005年	1,898	△ 15.9	0.2	5,569	5.1	0.5	△ 3,672	7,467
2006年	2,379	25.4	0.2	6,886	23.6	0.5	△ 4,507	9,285
2007年	3,588	50.8	0.3	7,866	14.2	0.5	△ 4,277	11,454
2008年	3,353	△ 6.6	0.3	8,560	8.8	0.6	△ 5,207	11,913

（出所）欧州委員会通商総局²¹

このように急激に発展するベトナムに対するEUの注目度は高く、地域間交渉が凍結される前から個別交渉の可能性を探っていた。2008年10月には、EU・ASEAN間FTAにおけるEU側の交渉担当官、フィリップ・メイヤー課長（当時）は、地域間交渉の進捗が遅いことからベトナムをはじめとする一部のASEAN諸国との個別交渉の可能性について言及した。ベトナムはEU・ASEAN間のFTA交渉の調整役を務めていたこともあり、個別交渉を行う意向は表明していなかったが、メイヤー課長は、ベトナムは日本とも二国間FTA締結交渉を行っていることに触れ、EUとの個別交渉はベトナムに利害の衝突を生じさせるものではないと発言した。さらに2009年1月、同氏はベトナムを訪れ、個別交渉に対するベトナム側の意向を窺っている。同氏はEU側にはベトナムをはじめASEAN加盟国のいくつかと個別交渉

²⁰ <http://www.bernama.com/bernama/v5/newsbusiness.php?id=482045>

²¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113463.pdf

の用意が整っており、ベトナムがある程度市場を開放し EU 市場と競争すると同時に EU 市場に深く統合していく意思があるのかどうかベトナム側の反応を見ていると発言し、交渉開始はベトナムの意向次第であることを示唆していた。さらに、同 7 月には駐ベトナム EU 大使が、EU 議長国（当時）であるスウェーデンがベトナムとの FTA 締結を優先課題にしていると述べた。

ベトナムと EU は、革靴の EU への輸入で 2006 年 10 月からのアンチダンピング問題²²が解消しないままで、ベトナム側は 2009 年 1～9 月期の靴の対 EU 輸出が前年同期比 11.2%低下しており、アンチダンピング関税は同国の靴産業へのダメージは大きいとしている。2010 年 1 月に欧州委員会のショーン・ドイル駐ベトナム EU 代表部大使は、この問題は二国間 FTA の締結によって一挙に解決されると述べ、景気回復のためにも FTA 締結による貿易拡大が目標であるとして今後 1～2 カ月の間にベトナムと交渉を開始したい意向を明示した。両者は 2010 年 2 月上旬までに FTA 締結の前提条件となるパートナーシップ協力協定（PCA）の交渉を 6 回行い、3 分の 2 を終了させている。

このように交渉への強い関心を示す EU のアプローチが功を奏したのか、2010 年 3 月 2 日、ベトナムのグエン・タン・ズン首相はハノイを訪れたカレル・ドゥ・グヒュト通商担当委員と会合し、シンガポールに続き FTA 個別交渉開始が合意された。今後、EU とベトナムの担当官が協力し、交渉の正式な開始に向け協議が行われるほか、FTA 締結のための協議の枠組みが検討されることになる。欧州委員会は、次のステップについて理事会および欧州議会と協議することを予定しているが、このステップには深化する EU・ベトナム間の貿易関係が反映されることとなる。2010 年 4 月 14 日付けの欧州委員会通商総局の資料²³では、できるだけ早期に技術的協議（スコーピング）を持ちたいとの意向が示されている。

欧州議会の対外関係政策部門のニュースレター 2010 年 3 月号²⁴では、ASEAN との地域間交

²² EU は、ベトナムおよび中国産の革靴の輸入に対し、確定アンチダンピング関税（9.7～16.5%）を 2009 年 12 月末から 15 カ月間延長して適用する決定を行っている。

²³ “Overview of FTA and other trade negotiations - Updated 14 April 2010”, European Commission http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/december/tradoc_118238.pdf

²⁴ “Trade and International Economy Newsletter, Number 7 (March 2010)”, European Parliament, Directorate-General for External Policies of Union, Policy Department for External Relations - International Relations <http://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/201003/20100331ATT72061/20100331AT72061EN.pdf>

交渉は長らく結実を見ず行き詰まったことから、国別で EU との FTA を締結する明らかな意向を表明した国との交渉を目指すアプローチへと転換したことが明記されている。ASEAN 諸国（シンガポールおよびベトナム）との国別交渉を迅速に締結させる目標を明示し、EU は先進国・工業国市場では強いが、経済成長が目覚ましく EU の製品・サービスに対する需要が今後 10 年で大幅に伸びると見られる新興国市場での足固めができていないことを指摘し、新興市場へのアクセス獲得は EU の急務であるとした。特にベトナムについては近年、急成長を見せ、特に労働集約的な製品で世界市場で競争力を持てる可能性がある点を挙げており、ベトナムとの FTA 締結に高い期待が示されている。

(4) いずれか（ないし双方）が交渉に関心を示している国

地域間交渉の進捗が極めて遅いことから、EU 側は個別交渉の可能性を早い段階から窺っていたといえる。EU 側の関心表明や、これに対する ASEAN 諸国の反応を概観する。2009 年 3 月、前述のフィリップ・メイヤー交渉担当官は EU が個別交渉に関心を持つ国として、シンガポール、タイ、ベトナムおよびブルネイを挙げた。

① タイ——2010 年 6 月からの交渉開始を目指す

タイは EU との交渉を 2010 年 6 月までに開始させたい方針で、EU との FTA 締結を狙う他の国と競い合うため交渉ガイドライン草案の策定と公聴会のプロセスを加速させていると 2010 年 4 月 12 日に報道された。4 月 7 日には、商業省の公聴委員会が 4 つの小委員会を設置しており、農業や産業界などからの見解を聴取する。EU もタイとの FTA 締結を望んでおり、タイ側の明確な意思決定を待っている段階であるが、EU がシンガポールやベトナムなどの ASEAN 諸国と交渉を開始したことからタイには焦りが出てきている。タイのウィタヤタムタット通商交渉省副本部長は、交渉ガイドラインは国会・議会の承認を 5 月末までには得られると見て、6 月には交渉開始できる見通しを示したものの、手続きが遅ればマレーシアに先を越される懸念を示した。交渉について、タイ側は、環境問題や労働問題など EU との開発水準の違いから生じる問題や、一部のサービス市場の開放について懸念があると報道されている。その後、タイは反政府デモなどの国内の混乱により、手続きの一層の遅れが予想される。

② マレーシア——2010年1月下旬、EUが交渉の用意がある旨を表明

2010年1月下旬に、駐マレーシア EU 代表部のヴィンセント・ピケット大使が EU は同国との個別交渉に前向きな姿勢で、農水産物など EU 側のセンシティブ品目も含め全品目・全セクターで交渉する用意があると発言した旨が現地新聞に報道されている。マレーシアは EU にとって ASEAN 地域でシンガポールに次ぐ貿易相手国であることから、FTA により双方の製造業や輸出入業者に有益な貿易関係を再構築するための対話をステップアップさせたい意向が示されている。EU はすでにマレーシアに対して交渉の意向を示し、マレーシア側が EU の目標をレビューし自国のポジションと比較するのを待っているとした。

その後ピケット EU 大使は4月15日の EU マレーシア商工会議所と EU との合同イベントの場でも、ほぼ同様の内容の発言をし、交渉を開始する準備が整っている点を再度強調したが、今の所マレーシア側から何ら表明がないよう。

③ フィリピン——EU 側は交渉の意向を示すも時期不明

上述のフィリップ・メイヤー交渉官の言及に続き、直後（2009年3月）に、欧州委員会の駐マニラ政治・経済・貿易広報代表が、すでに個別交渉に関心を示す ASEAN 諸国があるものの、迅速に対応すれば、フィリピンが個別交渉による EU との FTA 締結第一国になる可能性があるとして発言した。ASEAN 側の関心を見ると、2009年2月、フィリピン貿易産業省次官補が個別交渉への移行を歓迎するとともに、同国のサービス分野の開放を表明した。

シンガポールとベトナムの交渉開始に加え、タイとマレーシアも EU と交渉を開始する可能性が出てきたが、フィリピンが何らアクションを起こさないため、2010年1月に在フィリピン欧州商工会議所は、時機を逸する危険性を警告している。実際、EU 側で交渉を行う国が一举に増えてリソースが不足しているとのコメントも駐フィリピン EU 代表部商務参事官から出ている。3月19～22日にはフィリピンと EU の PCA の第5回協議がブリュッセルで行われている。フィリピン側の税関手続き改善と知的財産権の保護が争点となっているとされる。フィリピンのファビラ産業貿易相は3月9日に、EU との貿易協定は EPA の形となる可能性もあると述べている。

3. EU・インド FTA 交渉の経緯と動向

(1) 交渉までの経緯

① 2000 年代初頭まで

EU とインドは 1993 年の共同政治声明（Joint Political Statement）に続いて、1994 年にパートナーシップと開発に関する「協力協定」²⁵を締結した。ここでは人権と民主主義の原則の尊重を基本として、以下の点を特に強調した。なお、関税および貿易に関する一般協定（GATT）の規定に従って相互に最恵国待遇を与えることも確認している。

- 経済状況に配慮しながら相互利益となる貿易と投資の発展。
- 技術や経済、文化について相互理解の向上と相互関係の強化の促進。
- EU とインドの効果的な相互交流に向けたインドの経済力の構築。
- 協力政策の枠組み内で EU が技術的援助や資源を提供することにより、インドの経済力構築の努力を支援しインドの経済発展のペースを加速させる。特にインドの最貧層の生活水準を改善する。
- 投資に適した環境の創出に向けたインドの経済改革の実施や機会を考慮し、産業界の相互交流と結びつきを促進することを目指した既存および新規の経済協力による相互利益を発展させる。
- 環境保護と天然資源の持続可能な管理を支援する。

その後、EU とインドは対話促進のため年 1 回の首脳会議を開催することを決め、2000 年 6 月にリスボンで第 1 回首脳会議を開いた。これにより EU にとっては定期的に首脳会議を開催する相手国として、インドが米国、カナダ、日本、ロシア、中国に続く 6 カ国目の国となった。EU は首脳会議の開催にあたって、インドとは民主主義の価値を共有していること、情報技術やバイオなどで重要なパートナーとなりつつあり相互の貿易・投資がさらに発展する可能性が大きいことを挙げた。

²⁵ Cooperation Agreement between the European Community and the Republic of India on partnership and development - Declaration of the Community concerning tariff adjustments - Declarations of the Community and India
[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:21994A0827\(01\):EN:HTML](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:21994A0827(01):EN:HTML)

② 戦略的パートナーシップと共同アクションプラン

2004年11月にハーグで開かれた第5回首脳会議で、インドはEUの「戦略的パートナー」と位置付けられ、これに基づいて2005年9月にニューデリーで開かれた第6回首脳会議では「共同アクションプラン」²⁶が採択された。このアクションプランは以下の5項目からなり、2008年の首脳会議で評価と見直しを行うことが盛り込まれた。

- 対話の強化：あらゆるレベルでの対話促進
- 政治対話と政治協力の深化：民主主義、人権、平和維持・平和構築、軍縮、テロ・組織犯罪対策など
- 人的交流と文化交流：移民・領事問題対策、議会の交流、教育・学術界・市民社会の交流、文化協力、相互認知の向上
- 経済政策対話と経済政策協力の促進
- 貿易・投資の発展

このうち経済政策対話と経済政策協力の促進では、産業政策の対話、科学・技術協力、金融・通貨政策での協力、環境問題や持続可能な開発と気候変動問題への取り組みでの協力、エネルギーの効率化・安定供給や原子力発電に関する対話と協力、新エネルギー開発の協力、情報コミュニケーション技術での協力強化、航空政策の対話や海運協定の促進、宇宙技術の協力、医薬品・バイオテクノロジーでの情報交換と協力強化、農業政策の対話・農業貿易の相互利益の追求、税関の問題に関する対話の強化、雇用と社会政策に関する情報交換、産業界の協力など広範な分野を挙げている。また貿易・投資の発展では、相互の貿易・投資関係を深化させる方法を検討する「ハイレベル通商グループ (HLTG: High Level Trade Group)」の設立を決めるとともに、パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP) の促進、知的財産権に関する政策や規制・実施に関する対話促進、相互認証協定などを含む規制政策やサービス産業の市場アクセスの問題についての情報交換でも合意している。HLTGの設立の目的は、後述するようにFTAの可能性を探るとともに、FTA締結に向けた交渉に入る場合の対象となる範囲を検討することにあつた。

²⁶ The India-EU Strategic Partnership - Joint Action Plan
http://ec.europa.eu/external_relations/india/docs/joint_action_plan_060905_en.pdf

なお2008年9月にマルセイユで開かれた第9回首脳会議で行われた「アクションプラン」の見直しは、すでに2007年6月からFTA交渉が始まっていることもあり貿易・投資・経済政策について新たな提案はなく、持続可能な開発の促進強化や原子力利用など研究開発の協力、人的交流などに比重が置かれたものとなった。

(2) 交渉に向けた準備と交渉開始

① EU・インドのハイレベル通商グループ会合と報告書

2005年のEU・インド首脳会議で採択された「アクションプラン」で明示されたハイレベル通商グループ（HLTG）は、2006年の2月から9月までの間に5回の会合を開いて貿易・投資の強化の機会について話し合った。その目的は二者間の貿易・投資協定、すなわちFTAの可能性を探るとともに、FTAの交渉に入る場合に対象とすべき範囲を検討することにあつた。

会合の成果を示した報告書²⁷は2006年10月に公表されたが、まず戦略的に相互の市場の重要性を説き、EU・インド間の貿易・投資が急速に拡大していることを確認し、EUとインドの市場は相互補完的であること、サービス貿易では輸送サービスやビジネスサービス、情報技術、医療サービス、観光、金融サービスなどの結びつきが強まっていることを示した。そのうえで「可能性のある広範な貿易・投資協定に関する協議」として、今後のFTA交渉の対象となる項目を検討した。ただし、FTAはWTOと両立し、ドーハ開発アジェンダの成果のうえに築かれるものであると強調した。報告書では主に以下の点に言及した。

- 物品の貿易：協定発効後7年以内に関税分類品目および貿易量の90%の関税を撤廃することを目指す。センシティブ品目についてはレビュー条項や部分的自由化などで合意する手法を取る。
- サービス貿易：分野の数や貿易量、供給方式からして広範な分野を対象とし、EU・インド間における差別を大幅に撤廃する。サービス貿易に影響を与える規制の透明度が重要となる。

²⁷ Report of the EU-India High Level Trade Group to The EU-India Summit (13th October 2006)
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_130306.pdf

- 投資：市場アクセスを向上させ、投資家に対する内国民待遇を提供する。ただし、それぞれは規制について権利を有し、規制の枠組みを明確にすることで透明度を高める。投資関連では資本の移動の自由化を目指し、投資関連の人々の移動を促進させる。
- 貿易の円滑化：将来的な貿易協定では、今後のドーハ開発アジェンダの協定を補完する規定を盛り込む。税関の現代化、手続き簡素化、サプライチェーンのセキュリティ、自動化、知的財産権の執行における税関の役割、その他税関業務における現在の課題について共同作業プログラムやイニシアティブを展開することを目指し、協力関係の強化を対象として協議する。
- 公共調達：政府調達では実際的な取り組みが必要で、相互の調達慣行に対する理解向上、透明度を高める措置の検討、市場アクセス機会を改善する方法の検討を含める。
- 規格－貿易の技術的障壁（TBT）と衛生植物検疫措置（SPS）：将来的な貿易協定では、これらの項目に関する章を設ける。TBT 関連では、技術規則に対する相互認証の方法や供給者の適合宣言を含む適合審査の方法について、いっそうの調査が必要となる。SPS については相互の理解と信頼を促進するための協力強化が必要である。
- 知的財産権と地理的表示の保護：WTO の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）」は最低限の基準を設定しており、将来的な貿易協定ではこれを補完するものとすべきである（TRIPS プラスを示唆）。また地理的表示（GI）での合意は相互の GI の保護を高める。
- 競争政策：将来的な貿易協定の枠組みにおいて、競争分野での協力の発展には利益がある。協力の例としては、競争当局の情報交換や競争法の実施協力がありえる。

以上の各項目を検討したうえで、ハイレベル通商グループ（HLTG）は経済関係の深化は相互の利益となり戦略的パートナーシップを強化するものであり、ドーハ開発アジェンダの交渉を補完するものになると指摘。広範な貿易・投資協定の交渉を通じた貿易パートナーシップを拡大を勧告している。実際の交渉では記述したような点をすべて含めるよう主張し、交渉開始に向けた政治的判断を求めている。

②「グローバル・ヨーロッパ」での位置付けと交渉開始

HLTG の報告書の公表と同時期にあたる 2006 年 10 月、欧州委員会は新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ：世界での競争」を発表した。これは特に中国やインド、ブラジル、ロ

シアなど新興国の台頭による経済のグローバル化の深化に伴い EU の通商政策や国際競争力全般への取り組みを見直したものである。この中で対外政策では「非関税貿易の撤廃」、「資源市場へのアクセスの改善」、「知的財産権、サービス、投資、政府調達、競争政策など新分野の強化」の 3 点を挙げて公正な貿易条件の実現に対する取り組みを強調している。具体的な行動計画の一つとして WTO に基づく FTA の推進を掲げ、FTA 締結を進める優先国・地域として韓国や ASEAN、メルコスールとともにインドを候補として明示した。これは市場の潜在性（経済規模・経済成長）や EU の輸出利益を損なう相手国の保護水準（関税・非関税障壁といった貿易障壁だけでなく、他国との FTA の締結状況に伴う相対的不利益を含む）という基準から選んだものである。

この戦略に基づいて理事会は 2007 年 4 月、韓国、ASEAN とともにインドとの FTA 締結に向けた交渉を始めることを承認し、インドとの交渉は 2007 年 6 月に始まった。この時点で欧州委員会は、FTA の締結により EU のインドへの輸出額は 56.8% 拡大して EU の全輸出額を 0.72% 押し上げ、インドからの輸入額は 18.7% 拡大し EU の全輸入額を 0.68% 押し上げるとの見通しを示した。特に EU 側で最も利益が大きいのは工業・製造業で、インドへの輸出は 50%（51 億ユーロ相当）増え、一方インド側では最も大きいのは繊維・衣料品の EU への輸出で 46%（36 億ユーロ相当）増えると予想した。

③ 経済的影響の分析

欧州委員会が発表したインドとの FTA 締結が輸出入に与える効果は、2007 年 3 月に公表された経済的影響を分析・評価する報告書「EU とインドの将来的な FTA の経済的影響」²⁸に基づくものである。この報告書は、欧州委員会の依頼により国際経済予測研究センター（CEPII : Centre D' Etudes Prospectives et D' Informations Internationales）と世界経済情報研究センター（CIREM : Centre D' Information et de Recherche sure L' Economie Mondiale）が共同で作成したもので、FTA 締結により EU の対インド貿易の金額は 2020 年までに 170 億～180 億ドル拡大し、EU 経済に好影響をもたらすことが示されている。

²⁸ Economic Impact of a Potential Free Trade Agreement (FTA) Between the European Union and India (Economic Analysis in Support of Bilateral and Multilateral Trade Negotiation) - CEPII-DIREM http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/may/tradoc_134682.pdf

i. 分析の前提条件と2つのシナリオ

影響分析では下記のような2つのシナリオが設定された。物品の貿易ではともに関税の95%が撤廃されるが、サービスの保護の削減が10%の場合と25%の場合で分けている。また自由化の施行時期については、下記のように物品とサービスそれぞれに設定している。なお、センシティブ品目は、インド側は2006年で最も保護されていた農産物、EU側はベンチマークとしてチリと締結したFTAで除外された品目としている。

- シナリオ1：物品の貿易は関税の95%を撤廃、サービス貿易は保護の10%を削減
- シナリオ2：物品の貿易は関税の95%を撤廃、サービス貿易は保護の25%を削減
- 物品貿易の実施時期：EUは2007年に開始し、センシティブ品目はHSコード（国際貿易商品の名称・分類コード）の10%を含み全てが農産物で2010年に完了する2段階、インドは2007年に開始し、センシティブ品目はHSコードの50%を含み、2010年にこれを25%に削減し、2013年に完了する3段階
- サービス貿易の実施時期：EUもインドも2007年に最初の半分を実施し、残りの半分を2010年に実施する2段階

ii. FTAの貿易全般への影響

貿易全般に対する影響としては以下のような輸出額の拡大を予想している。

- インドからEUへの輸出は全セクターで拡大するが、実質為替レートの低下がEUの関税削減よりも競争力を強化させる。2007年と比べたインドの2020年の輸出増加額は対全世界が約90億ドル、このうち対EUが50億ドル。輸出拡大が最も大きいのは繊維・皮革・衣料品で、輸出増加額は対全世界が56億ドル、このうち対EUが36億ドル。
- EUの輸出増加額は対全世界でシナリオ1では約110億ドル、シナリオ2では120億ドル、対インドはこれを上回りシナリオ1では約170億ドル、シナリオ2では180億ドルとなる。これはEUの実質為替レートが上昇し、インドを除く世界の他の地域への輸出はやや減少すると予想されるため。
- EUの輸出と輸入の両方における2020年のインドのシェアは、2007年と比べてFTAにより拡大幅が大きくなる。インドの輸出と輸入における2020年のEUのシェアは、FTAがなければともに2007年より減少するが、FTAによりともに2007年よりも拡大する。

iii. 物品市場とサービス市場への影響

物品の輸出については両シナリオで95%の関税が撤廃されると想定しており、2007年から関税が段階的に撤廃された場合に2020年で輸出額がどうなるかを示している。表3には予想される輸出の増加額の上位5分野を示した。

表3：EU・インドの物品輸出の増加額と市場シェアの拡大の予想

■EUの対インド輸出	インド市場におけるEU製品のシェア		輸出の増加額 (100万ドル)
	2007年	2020年	
工業・製造業	31.9	43.0	7,947
一次産品	4.9	16.7	5,128
車両産業	26.0	32.5	1,802
繊維・皮革・衣料品	10.0	18.4	783
農業食品	2.9	5.3	321
■インドからEUへの輸入	EU市場におけるインド製品のシェア		輸入の増加額 (100万ドル)
	2007年	2020年	
繊維・皮革・衣料品	4.5	6.5	3,573
工業・製造業	2.8	2.8	807
車両産業	1.2	1.3	87
農業食品	1.1	1.3	83
一次産品	0.3	0.3	39

(出所) “Economic Impact of a Potential Free Trade Agreement (FTA) between the European Union and India”, CEPII-DIREM²⁹

サービスの輸出については以下のように予想している。

- EUからインドへの輸出はシナリオ1で5%拡大、5億ドル増加、シナリオ2で16%拡大、16億ドル増加となる。
- インドからEUへの輸出は実質為替レートの低下による競争力向上により、シナリオ1で6億ドル増加、3.3%拡大、シナリオ2で12億ドル増加、6.5%拡大となる。輸出増加額が最も大きいのは貿易サービスとビジネスサービスで、運輸、通信、その他サービス、金融・保険でも伸びが予想される。

²⁹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/may/tradoc_134682.pdf

(3) 交渉の経過と課題

① FTA 交渉の経過

EU とインドの FTA 交渉は 2007 年 6 月に第 1 回交渉が始まり、2010 年 4 月までに 9 回の交渉が行われている。当初は 2009 年末までの妥結を目指していたが、その後、2009 年 4～5 月に実施されたインドの総選挙を前にしてインド側が FTA 交渉の加速を避けたため、総選挙前の第 6 回（2009 年 3 月、ニューデリーで開催）までの交渉では目立った進展はなかった。このため欧州議会の国際通商委員会（INTA : Committee on International Trade）は 2009 年 3 月初めに報告書を公表し、これに基づいて欧州議会は FTA 交渉の成り行きに失望感を示すとともに、交渉を加速させて 2010 年末までの交渉妥結を要請する決議を同年 3 月末に採択した。

交渉開始以来、交渉の経過や内容について欧州委員会およびインド政府から発表された文書などはなく、このため交渉は不透明との批判も出ている。ただ、関係者の発言などに基づく各種報道によれば、FTA に含める対象範囲をめぐって両者の間で依然として合意ができないことが最大の問題となっており、交渉の経過に伴って両者の意見の食い違いも明らかになってきている。

インドの総選挙により新政権の基盤が固まったことに加えて、欧州委員会は韓国との FTA 交渉が 2009 年 7 月に実質的に妥結したことで自信を深め、欧州委員会の通商総局は資源とエネルギーをインドとの交渉に集中させているとされる。また、2010 年 2 月に欧州委員会の新体制が発足したことで、EU 側にも交渉を加速する環境が整った。2009 年 10 月には、2009 年下半期の議長国であるスウェーデンの通商担当相が、先の欧州議会の決議に沿った形で妥結の目標時期を 2010 年中と示したものの、この時点で欧州委員会は具体的な目標時期を表明しなかった。しかし、欧州委員会で新たに通商担当委員に就任したカレル・ドゥ・グヒュト氏は、2010 年 3 月初めにベトナム、シンガポールを訪問した後にインドに立ち寄り、ニューデリーで妥結の目標時期を「2010 年 10 月に開催される第 1 回 EU・インド首脳会議まで」と明示した。こうした過去 1 年間の EU・インドの交渉をめぐる経過を以下に示す。

- 2009年3月：欧州議会・国際通商委員会の報告書公表と欧州議会の決議
FTA交渉を遅らせている各課題について見解を表明し、2010年末までの交渉妥結を要請。
- 2009年3月：第6回交渉（ニューデリー）
- 2009年4～5月：インド総選挙
国民会議派が率いる与党連合「統一進歩同盟（UPA）」が261議席を獲得し、改選前より82議席を増やして大勝した。国民会議派単独でも206議席を獲得し、改選前より61議席を増やした。これによりシン首相率いる新政権は、安定した基盤を築いた。
- 2009年7月：第7回交渉（ブリュッセル）
関税撤廃の範囲と公共調達が依然として問題となっており、溝が埋まっていないことが明らかになった。インド側は気候変動を含めた環境問題や労働問題、人権問題など非通商問題をFTAに含めることに抵抗している。合意したのは協定発効後7年以内に関税分類品目の90%について関税を撤廃するという点だけとされ、ネガティブ品目のリストについても意見が一致していない。
- 2009年9月：欧州委員会の駐インド代表は、「本当の交渉はまだ始まっていない。両者は具体的な提案も示していない」と語り、交渉が実質的には進展していないことを明らかにした。
- 2009年10月：EU・インド首脳会議を前に欧州委員会の駐インド代表は、非通商問題が交渉の重要な部分であると表明。一方、議長国スウェーデンの通商担当相は2010年末までに妥結という目標を示した。
- 2009年11月：第10回EU・インド首脳会議（ブリュッセル）
FTAは双方にとって大きな経済的利益があり相互経済関係を強化するとして、FTA交渉に進展はあるものの、できるだけ早い時期に妥結することを目指して交渉を加速させることを確認した。これにより政治的に弾みがついた。なお、首脳会議後に欧州委員会のアシュトン通商担当委員は、非通商問題の取り扱いについて気候変動対策はFTAに含めないことを明らかにしたが、児童労働を含めた労働基準の問題は依然としてFTAの対象であることを確認している。これに対してインドの商工相は、貿易、サービス、投資以外の問題はFTAには含めない考えを改めて強調した。
- 2010年1月：第8回交渉（ニューデリー）
広範な課題が議題に上ったが、特に市場アクセスの問題、知的財産権の問題が焦点となった。EU側は90%以上の関税撤廃を求めたが、公共調達や市場アクセスの問題を含

めて歩み寄りはなかったとされる。特に EU 側が求めている大幅な農産物の関税撤廃にはインド側が反対している。

- 2010 年 2 月：欧州委員会の新体制が発足。通商担当委員にはカレル・ドゥ・グヒュト氏が就任。
- 2010 年 3 月 5 日：ドゥ・グヒュト通商担当委員は、ベトナムとシンガポールの後にインド（ニューデリー）を訪問。EU・インドの FTA 交渉の妥結の目標時期を 2010 年 10 月の EU・インド首脳会議の前までと具体的に示した。
- 2010 年 3 月 15 日：ジョーティラディヤ・シンディア商工担当閣外相が、EU と 8 回の交渉を経て交渉は進んだ段階にあり、すでに関税撤廃の条件を出し合ったと書面で下院に報告（インド PTI 通信による報道）。第 8 回交渉では関税撤廃について譲歩はなかったとされていることから、ドゥ・グヒュト通商担当委員の訪印をきっかけに進展があったことが考えられる。シンディア閣外相はまた、インドは、EU の提示した条件・要求が国内産業に及ぼす影響を評価するため、地元生産者などのステークホルダーにコンサルテーションを行い、その結果がセンシティブ品目のリスト検討に使われたことも報告した。
- 2010 年 4 月：第 9 回交渉（ブリュッセル）
4 月 12 日から 16 日にかけて第 9 回交渉が行われた。交渉の焦点はセンシティブ品目の開放で、このほか、公共調達と知的財産権（EU は TRIPS プラスを要求）が争点となった模様。児童労働の問題を含む持続可能な開発に関する見解の相違が貿易問題以上に交渉の足かせになっていると報道されている。

② 欧州 NGO の FTA 批判と欧州議会の決議

2009 年 3 月に欧州議会の国際通商委員会（INTA）は、交渉で課題となっている項目について見解を示す報告書³⁰を公表し、欧州議会はこれに基づいて FTA 交渉が進まないことに失望感を表明³¹するとともに 2010 年末までの妥結を要請し、この報告書を採択した。報告書で示されたのは、それまで公式には明らかにされていなかった FTA の交渉で問題となって

³⁰ European Parliament A6-0131/2009 – Report on an EU-India Free Trade Agreement (2008/2135(INI))
<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+REPORT+A6-2009-0131+0+DOC+PDF+V0//EN>

³¹
<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P6-TA-2009-0189+0+DOC+XML+V0//EN>

いる点や EU とインドの間で意見に隔たりがある点、妥結に向けて解決すべき課題などである。報告書の公表に先立って、現行の FTA 交渉に批判的な欧州の NG015 団体は国際通商委員会 (INTA) に対して書簡³²を送り、不透明なまま進められている交渉を中断すること、インドとの通商関係の取り組みを抜本的に転換することを求めた。これは FTA に反対するインドの NGO などの動きに呼応したもので、見解の中にはインド側の主張を説明する部分もある。NGO の主張および国際通商委員会 (INTA) の見解の内容を以下に示す。

i. 欧州の NG015 団体の批判内容

書簡では、FTA 交渉の対象が広範な範囲に及ぶにもかかわらず、交渉内容を示す文書や両者の正式な見解表明もないなど透明性に欠け、一般の議論も欠如し民主的な手続きが欠落していると批判したうえで、ハイレベル通商グループ (HLTG) の当初の勧告や各種報道を基に以下の点に再考を求めた。

- 物品の 90%以上の関税撤廃：インドの小規模農家や中小企業への悪影響が大きく、インドの持続可能な開発の戦略や食料の安定確保が危機にさらされる。
- サービス市場の開放：公共サービスの商業化により貧困層への基本的サービスの提供が損なわれる。金融サービスの規制緩和をインド側に求めることは、世界的な規制強化の動きの中にあって無責任である。
- 投資の自由化：インド政府が義務付けている現地企業からの部品調達策に影響が出るなど、国内企業育成と雇用の創出を進めているインド政府の政策に制限を与える。社会的・環境的な責任を果たさない投資家の拡大を招く恐れがある。
- 公共調達の開放：インド政府が貧困対策の面から中小企業などを優遇している政策を損なううえ、景気低迷期に公共調達で国内企業を支援することができなくなる可能性がある。
- 知的財産権の TRIPS プラス：知的財産権で TRIPS プラスを求めることは、インドが安価な医薬品を供給することを阻むほか、農家の種苗の権利保護を損ない、知識へのアクセスを妨げる。これは医療や農業、教育・研究に大きな悪影響を与える。

こうした懸念を示したうえで、2008 年 9 月にインドの労組や社会運動団体、NGO など 75

³² Vote on Draft Report “EU-India Free Trade Agreement”
http://fta.icrindia.org/files/Letter_to_Members_of_INTA_Committee_Final.pdf

団体が出した声明に触れて、透明で説明責任のある諮問に基づく交渉方法が採用されるまで交渉を中止することを求めた。さらにインドとの通商関係の取り組みについて、以下のような点を踏まえて転換を要請している。

- EU とインドには大きな経済不均衡があることを認識し、インド政府には雇用や国民生活を支え、貧困層のために国家開発戦略を推進する余地を確保するという重要なニーズがあることを理解する。
- 規制緩和の加速は市場の寡占化を進め、基本的なサービスを受けられなくなる場合があり、公共利益のために政府が市場に介入する余地を減らすことになる。このため規制緩和の加速をやめる。
- 人権保護や性差別の撤廃、環境面・経済面・社会面での持続可能な開発を優先課題とする。

ii. 欧州議会・国際通商委員会の見解と決議

欧州議会の決議では 2010 年末までの交渉妥結とともに、FTA に含める内容としてインド側が望んでいない公共調達を除いて物品やサービスなどあらゆる通商をカバーして市場アクセスを拡大することを求めた。また医薬品の問題については、インドが偽造医薬品の主要輸出国であることに触れて、インド側が知的財産権の強化や公共衛生の義務を満たす TRIPS の適用を推進することを歓迎。ただし、FTA によりジェネリック薬（後発医薬品）の製造から研究ベースの産業までインドが能力を向上させている必要不可欠な医薬品に対するアクセスを排除しないよう言及している。このほか、以下の点を明示している。

一般事項

- FTA では社会政策上の基準や環境基準、持続可能な開発に関する義務を盛り込む。
- 急速な市場開発により人材開発や性差別に悪影響が出ないように FTA で予想される欠点にも取り組む。
- FTA の重要な部分として野心的な持続可能な開発の章を盛り込むことを欧州委員会に求める。

物品の貿易

- インドの関税の平均は 14.5% で、EU の 4.1% に比べて著しく高い点を認識する。

- 貿易の技術的障壁（TBT）と衛生植物検疫措置（SPS）の協定の規定の確認が重要であり、これに関しては動物福祉など懸案の問題にも取り組むよう欧州委員会に求める。
- インド側の懸念である微生物学基準の EU 域内での不調和、REACH の影響、EU への果物輸出の際の証明書にかかるコスト、EC マークの順守手続きのコストについて FTA の中で解決する。

サービス貿易・設立（開業）の自由

- サービスの自由化はサービスを規制する権利を奪うものではなく、特に公共サービスの維持・発展を損なうものではない。
- EU とインドにはサービス貿易で不均衡があり、EU のインドへのサービス輸出は対インド輸出額の 1.5%だが、インドの EU への輸出ではこれが 9.2%を占める点を認識する。
- インドに対し、通信分野でサービス業者の免許取得の制限を緩和し、料金制度や接続に関する政策の不確実性をなくし、旧弊の通信法規を転換することを求める。
- EU とインドは専門サービスの相互認証と免許要件で合意する。
- EU からインドを訪問する一般市民やビジネス関係者、政治家などに 1 年以上の数次入国ビザを認めるなどビザ発給の規制を緩和することをインドに要請する。

投資

- FTA の投資項では通常、資本移転の自由や資本の管理の放棄を伴うが、開発途上国では資本管理が重要であり、金融危機の影響を軽減するためにもこの条項を含めることを慎むよう欧州委員会に要請する。

通商と持続可能な開発

- 環境基準や労働基準、職場の健康安全基準が貿易や投資の促進で低下することがないよう欧州委員会とインド政府に求める。
- 欧州委員会に対して、FTA 交渉で児童労働の問題に取り組むことを求める。インド側には国際労働機関（ILO）の基本条約を批准するよう求める。
- 特別経済地域を利用する EU 企業が基本的労働権の尊重を免除されないように、FTA に条項を盛り込むことを求める。
- 人権と民主主義の条項は FTA の重要な要素であることを強調する。インドにおける宗教上の少数派や人権擁護者への迫害を懸念する。

③ 交渉での課題

前述の(3)②でも示したように、交渉の進展により、課題が明らかになってきている。交渉に入る前からインドは高関税で非関税障壁も多いことから韓国との交渉に比べて難しいとの見方があった。また EU 側が求める公共調達や投資の開放、競争政策で、インドは WTO の交渉においても反対の立場をとっているため難航が予想されていた。記述したように交渉の具体的な内容は明らかにされていないが、各種報道により交渉で浮上している主要な課題は以下のとおりである。

i. 非貿易的関心事項の取り扱い

通商問題に限定したいインド側と児童労働を含めた労働問題など社会政策や人権問題、環境基準などの「持続可能な開発」に関する規定を盛り込むことを望む EU 側との間に依然として意見の隔たりがある。インドは労働問題については ILO の場で協議すべきで FTA の範疇ではないとして譲る構えはない。通商問題よりも、むしろこの点が交渉の足かせになりつつあるという。アナンド・シャルマ商工相は 4 月上旬に、児童労働や環境基準の問題を FTA 交渉の対象に含めるような余地はないと改めて断言し、欧州委員会も 4 月 13 日の通商政策が労働基準改善に及ぼす影響に関する欧州労働組合連合（ETUC：European Trade Unions Confederation）との協議の場で、インドとの交渉で持続可能な開発を盛り込むべきとの見解が変わっていない点を強調した。また、EU 側は気候変動対策を FTA には含めないことで譲歩したものの、インドに限らず EU が締結する FTA には労働問題や人権問題が含まれるとして、この点で両者の主張が平行線をたどっている。インド側には非貿易的関心事項を EU 側が強制しようとするのは、先進国が開発途上国の競争力低下を狙ったものという疑念もあるとされる。

ii. 関税撤廃の範囲

関税撤廃の品目について EU 側は双方が 90% を超えるとともに農産物を大幅に含めることを望んでいる。これに対してインド側は、EU 側に 95% 以上の市場開放を求める一方でインド側の市場開放を 90% で抑えらるとともに農産物については最小限にとどめることを望んでいるとされる。第 9 回交渉に関する報道では、すでに全品目で関税の 90% を撤廃することでは合意済みであるが、インド側は EU に 95% を要求、EU 側はインドに 98% を要求しているため、第 9 回交渉ではセンシティブ品目（EU 側は自動車、酪農製品、ワイン・スピリッ

ツをリストから除外するよう要求) についての協議が主題となった模様。

iii. サービス分野の自由化と労働市場

EU 側の主な関心分野は銀行業、小売業、法律サービス、郵便・物流サービス、通信サービス、保険業である。銀行業について欧州の銀行は主に高所得者向けの金融、富裕層の資産運用サービス、投資銀行業務に関心を持っているとされるが、すでにインドに進出する外国銀行で資産の上位 10 行のうち 6 行が欧州の銀行となっている。これに対してインド側は、銀行業が自由化されてもインドの銀行は英国を除いて他の EU 主要国への参入は依然として難しいとの認識を持っている。一方、法律サービスについては英国が最も関心を持ち、事務所開設と顧客へのサービス提供の自由を求めているものの、インドの法律事務所の抵抗が根強い。ただ、インド側がサービス分野で最も求めているのは IT 熟練労働者などのビザの問題で、欧州の法律専門家のインドでの就労を認める代わりにインドの熟練労働者が EU 内の国境を自由に移動できるよう労働市場の開放を求めているという。しかし EU 側は、ビザの問題は加盟各国の問題で交渉の範囲外と主張している。

iv. 公共調達

インド側は公共調達市場の自由化の原則は受け入れる用意があるものの連邦レベルだけに限定しており、こうした自由化を 28 の州と 7 つの連邦管轄地域に強制はできないと主張しているとされる。

v. EU の安全基準

インドは農産物・水産物の輸出拡大のため、EU の安全基準の適用について緩和を求めている。また EC マークを順守する手続きにコストがかかる点も問題としている。

vi. 知的財産権とジェネリック薬の取り扱い

この問題は交渉での障害や課題というよりも、インド国内の製薬会社やインドが供給する低価格のジェネリック薬に依存する開発途上国からの反対や懸念が大きい。EU 側は TRIPS プラスにこだわっているが、これが医薬品の特許保護期間の延長や知的財産権の適用強化につながるため、インドの製薬会社はジェネリック薬の製造が難しくなると反発している。また、インドは HIV の医薬品を含めて開発途上国にとっては重要な医薬品供給国で、南米やアフリカ諸国など開発途上国に加えて「国境のない医師団」などは低価格のジェネリッ

ク薬の供給に影響が出ると懸念を示している。FTAにより知的財産権が強化されれば、医薬品の特許権の保護期間が登録後 20 年を超える期間、データ保護期間も 5 年を超える期間にそれぞれ延長され、ジェネリック薬の登録に数年間の遅れが出るとされる。また知的財産権侵害に対する取り締まり強化で、欧州の港湾経由で南米などに供給されるインドの医薬品が差し押さえられる可能性もあるという。さらにインドでは現在、特許権の侵害は民事罰の対象だが、これが刑事罰の対象にもなるとされる。ただ、EU 側はインドにジェネリック薬の生産中止を求めていると主張しており、インドの商工相も 2010 年 3 月末、交渉中の FTA がジェネリック薬を手掛ける国内製薬業界に損害を与えることはないと説明している。